

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
錦町	木上 ①上平良、下平良、平野 ②平川、目郎、荒田 ③高原、覚井、馬場、岩城、迫、野間、滝の水、平岩、村松 ④山下、由留木、上十日市、下十日市、新立、白坂、緑ヶ丘	令和4年3月31日	令和6年4月1日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	691.3ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	442.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	119.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	25.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	33.8ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	30.2ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<p>経営者の高齢化が他地区と同様に進んでおり、若手農業者については少ない状況となっている。 20代からの就農促進及び早めの経営継承の準備が必要。 集落③については、10年以内に売りたい・貸したい耕作地が11.7haあるため、中心経営体の引き受け面積の拡大が必要。 集落④については、10年以内に売りたい・貸したい耕作地が9.2haであり、引き受け意向のある耕作面積が11.6haあるため、貸付等が可能な耕作地の掘り出しがより必要となる。</p>
---

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落①の農地利用は、個人の認定農業者12経営体を主として19の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落②の農地利用は、個人の認定農業者5経営体、法人1経営体を主として17の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落③の農地利用は、個人の認定農業者12経営体、法人4経営体を主として24の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

集落④の農地利用は、認定農業者3経営体を主として14の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

上記に加え、熊本県認定の認定農業者8経営体(うち個人5、法人3)、他市町村の認定農業者14経営体(うち個人14)を主とした27経営体への集約も促進していく。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

#### 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、田12筆 1.399haとなっている。

#### 農地の借入意向

借入意向が確認された面積は13経営体で30.2haとなっている。

#### 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は機構を積極的に活用していく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。